

令和4年度決算に基づく
静岡市公営企業
経営健全化審査意見書

静岡市監査委員

05 静 監 第 778 号

令和 5 年 8 月 28 日

静岡市長 難 波 喬 司 様

静岡市監査委員 遠 藤 正 方

同 白 鳥 三和子

同 畑 田 響

同 後 藤 哲 朗

令和 4 年度決算に基づく静岡市公営企業経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度決算に基づく静岡市公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）に基づいて審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和4年度決算に基づく静岡市公営企業経営健全化審査意見

1 審査の基準

この審査は、静岡市監査基準に基づいて実施した。

2 審査の種類

(1) 審査の名称

令和4年度決算に基づく静岡市公営企業経営健全化審査

(2) 根拠法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項

3 審査の対象

(1) 法適用企業

令和4年度 静岡市水道事業会計資金不足比率

令和4年度 静岡市簡易水道事業会計資金不足比率

令和4年度 静岡市病院事業会計資金不足比率

令和4年度 静岡市下水道事業会計資金不足比率

(2) 法非適用企業

令和4年度 静岡市中央卸売市場事業会計資金不足比率

令和4年度 静岡市農業集落排水事業会計資金不足比率

上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

(1) 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りがないか。

(2) 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか。

(3) 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類等が適正に作成されているか。

5 審査の主な実施内容

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、上記着眼点に基づき審査した。

6 審査の主な実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室

(2) 日程

令和5年7月3日から令和5年8月18日まで

7 審査の結果

下記各事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるものと認められた。

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業会計	—	
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	
中央卸売市場事業会計	—	
農業集落排水事業会計	—	

備考 資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は、「—」を記載した。

なお、審査の結果の詳細については後述する。

(注) 用語説明

【法適用企業】 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

【法非適用企業】 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの。経理事務は官庁会計方式により行われている。

8 各事業会計の資金不足比率の概要

資金不足比率とは、公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模（料金収入の規模）に対する比率であり、資金不足額は、法適用の公営企業においては流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として算定され、また、法非適用の公営企業においては実質赤字額と事業規模で算定される。

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。ただし、法適用の公営企業において決算年度末日に建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高がある場合は、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した金額（＝算入地方債）を分子に加える。また、流動負債－流動資産＋算入地方債の計が正数となる場合は、決算年度末日ににおける建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高（＝解消可能資金不足額）を分子から控除する。なお、算定式の流動負債、流動資産、歳出額及び歳入額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律などにに基づき算出するものであり、各会計における決算数値とは必ずしも一致しない。

$$\text{資金不足比率 (法適用)} = \frac{\text{流動負債} - \text{流動資産} + \text{算入地方債} - \text{解消可能資金不足額}^{\ast}}{\text{事業規模}}$$

※解消可能資金不足額は、流動負債－流動資産＋算入地方債の計が正数の場合のみ控除

$$\text{資金不足比率 (法非適用)} = \frac{\text{歳出額} - \text{歳入額}}{\text{事業規模}}$$

(1) 法適用企業

ア 水道事業会計資金不足比率

水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△10,432,635	△12,082,887	1,650,252
流動負債 a	1,962,517	2,009,234	△46,717
流動資産 b	12,395,152	14,092,121	△1,696,969
事業規模 B	10,090,012	10,438,639	△348,627
資金不足比率 A/B	—	—	

水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△104億3,263万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていない。

イ 簡易水道事業会計資金不足比率

簡易水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減
資金不足額 A ※ (a-b+c-d) が負数の場合 0	0	0	0
流動負債 a	25,252	17,050	8,202
流動資産 b	23,360	15,924	7,436
算入地方債 c	10,200	8,240	1,960
解消可能資金不足額 d	13,200	10,500	2,700
事業規模 B	15,236	15,332	△96
資金不足比率 A/B	—	—	

簡易水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が0円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

ウ 病院事業会計資金不足比率

病院事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△3,300,451	△2,609,071	△691,380
流動負債 a	1,726,358	2,015,029	△288,671
流動資産 b	5,026,809	4,624,100	402,709
事業規模 B	9,961,949	9,348,792	613,157
資金不足比率 A/B	—	—	

病院事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△33億45万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

エ 下水道事業会計資金不足比率

下水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△9,539,392	△11,069,539	1,530,147
流動負債 a	4,113,561	4,845,425	△731,864
流動資産 b	13,652,953	15,914,964	△2,262,011
事業規模 B	14,988,459	14,952,021	36,438
資金不足比率 A/B	—	—	

下水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△95億3,939万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

(2) 法非適用企業

ア 中央卸売市場事業会計資金不足比率

中央卸売市場事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位:千円 比率:% △印:負数又は減)

区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△49,117	△50,409	1,292
歳出額 a	631,653	579,536	52,117
歳入額 b	680,770	629,945	50,825
事業規模 B	341,749	329,855	11,894
資金不足比率 A/B	—	—	

中央卸売市場事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△4,911万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

イ 農業集落排水事業会計資金不足比率

農業集落排水事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位:千円 比率:% △印:負数又は減)

区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△1,389	△1,644	255
歳出額 a	304,695	310,108	△5,413
歳入額 b	306,084	311,752	△5,668
事業規模 B	47,679	48,013	△334
資金不足比率 A/B	—	—	

農業集落排水事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△138万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。